

広島県立可部高等学校全日制課程「運動部活動に係る活動方針」

平成30年 11月 策定

1 基本方針

- (1) 生徒が、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を養う。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性、責任感や連帯感を育む。

2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、積極的な外部人材の活用に努める。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、部活動顧問が作成した活動計画等を学校のホームページに掲載することにより、公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、健康観察や関係設備・用具の安全確認等により、疾病や事故の防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、効果的な指導やスポーツ障害の防止に向けて、スポーツ医・科学の研究成果を積極的に習得し、活用に努める。
- (3) 部活動顧問は、適切な声掛けなどにより、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱いについては、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は定時退校日（火曜日）を休養日とする。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上休養日とするが、やむを得ず土・日曜日の両日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ 平日の活動時間は2時間程度、休業日の活動時間は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱いについては、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日の休養日を部活動単位で1日以上設定する。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上休養日とするが、やむを得ず土・日曜日の両日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ ある程度長期の休養期間を設ける。
 - エ 1日の活動時間は3時間程度とする。
- (3) ただし、年間の活動時間は週平均16時間未満とすることができる（学校で参加する大会等の活動時間を除く）。

5 学校で参加する大会等

学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催、共催、後援する大会。
- (2) 中央競技団体及び中央競技団体に加盟する地方競技団体が主催する大会。
- (3) その他の大会については本活動方針の趣旨に鑑みて、教育上の意義や生徒・顧問の負担等にも配慮して、校長が判断する。